平成２８年（フ）第２０５４号
東京都葛飾区堀切１丁目６－20　カーサＫ202
債務者　南　　謙一
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　純平
4　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５号
青森県八戸市柏崎４丁目15番43号　イーマックス408号、前住所青森県八戸市大字白銀町字右新井田道13番地34
債務者　武部まり子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字古町39番地１　コーポタカナ205
債務者　松本　利文
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第７号
福島県西白河郡矢吹町新町272番地15　ブルーレースアゲイト103号
債務者　小磯るり子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
金沢市小坂町北172番地１　エルピス210号
債務者　平　　玲子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７号
石川県かほく市長柄町ヨ151番地６
債務者　杉中　繁子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１号
長野市吉田２丁目15番４号
債務者　長田健一郎
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
長野県上水内郡信濃町大字野尻29番地の１
債務者　松木　健一
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
長野県須坂市明徳６番地５（45号）
債務者　岡田まゆみ
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
長野市三輪５丁目７番0104号
債務者　田光　啓子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
岐阜市忠節町１丁目４番地、前住所岐阜市四屋町35番地
債務者　髙橋　仁美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３号
滋賀県甲賀市水口町山3459番地259
債務者　西村あゆみ
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８号
大津市野郷原１丁目４番３号　シャロム瀬田西107号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字別所1093番地97
債務者　橋本　雄二
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９号
滋賀県草津市笠山４丁目12番55－202号
債務者　篠原かなこ
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５号
大津市下阪本６丁目28番10－102号、前住所大津市坂本６丁目25番13号
債務者　山本真由美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６０号
大津市秋葉台28番12号湖城ヶ丘ハイツ５号館303
債務者　笹谷啓子こと　李　　啓子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０号
鳥取県鳥取市吉成105番地の13
債務者　藤原　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
鳥取地方裁判所民事部